

3 新居浜市
①保安検査実施件数

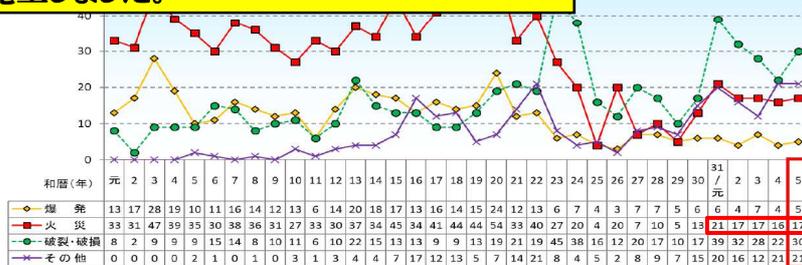
種別	新居浜市	高圧ガス保安協会(KHK)	指定保安検査機関	認定保安検査実施者	計
一般高圧ガス保安規則	6		1		7
液化石油ガス保安規則			7		7
コンビナート等保安規則	6			6	12
冷凍保安規則		1			1
計	12	1	8	6	27

令和6年に市内で発生した高圧ガス火災について

噴出・漏えいを除く、現象別の事故件数の推移

- 爆発、火災、破裂・破損の事故は、低水準を維持。

過去5年間で16~21件の間で推移していた火災ですが、令和6年6月20日(木)に、市内でアセチレン容器から出火する火災が発生しました。



アセチレンガス容器火災の概要

- 1 日時 令和6年6月20日(木) 10時21分(消防覚知)
- 2 内容 建設現場の基礎部分の作業において、**協力会社**がアセチレンガスを使用して溶断作業を行っていたところ、アセチレンガス容器の可溶栓から突如黒煙が噴出した。
作業者は消防隊到着まで水道ホースを使用して容器に水をかけ冷却し、消防隊到着後は事業所の屋外消火栓を使用して容器の冷却を継続した。
容器所有者が到着後、アセチレンガスの全量放出を確認し、鎮火とした。
- 3 原因 誤操作、誤判断、認知確認ミス(**逆火防止装置の未設置**)

アセチレンガス容器火災の概要

- 4 協力会社の供述
協力会社は**逆火防止装置の必要性を認識**していたが、当日は現場が県内の複数箇所に分かれており、逆火防止装置が足りなかったため、装置無しで作業を行った。また、これまでも装置無しで作業を行ってきており、問題ないと判断していた。
(逆火防止装置の未設置：**法第24条の5・一般則第60条第13号違反**)
- 5 事故後の消防本部の対応
アセチレンガス消費にあたって逆火防止装置を設置していないことは高圧ガス保安法令違反であり、発注元事業所に行政指導を実施したほか、市内高圧ガス販売事業者、コンビナート等事業所、愛媛県、松山市、県高圧ガス保安協会に注意喚起の協力依頼文を発出した。

アセチレンガス容器火災の概要

6 新居浜市から事業所の皆様へ

逆火防止装置が設置されていない状態で逆火が起こると、一瞬で火炎が容器に到達し、容器内の溶解アセチレンガスに引火します。

溶接・溶断作業にあたっては、定常・非定常を問わず協力会社の行う作業についてしっかりと把握し、安全な作業を行うよう指導してください。

